

# 北九州PCB処理事業所2期施設 解体撤去について

## 北九州PCB処理事業所

1

### 2期施設の解体撤去の進め方(予定)

2期施設の解体撤去は、1期施設の解体撤去のように操業を停止してから実施するのではなく、営業物の少なくなる令和5年度から不要設備の解体撤去を進めて行く計画としている(表1参照)。

表1 北九州2期施設解体撤去スケジュール(予定)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11~	
解体設備									
営業物処理	▶						建屋除去分別	建屋解体撤去	
液抜き・洗浄・除去分別作業	▶								
プラント解体撤去		▶							
VTR・プラズマ処理	▶								

※ ▶: 営業物処理期間    ▶: 液抜き・洗浄・除去分別作業

▶: 解体撤去期間    ▶: 設備稼働期間

※今後の検討状況によりスケジュールに変更の可能性がある。

2

## 2期施設の解体撤去について

### ○2期施設の解体撤去

作業を行っていく上で必要のなくなった設備から順次除去分別及び解体撤去を進めて行く。

尚、発生した廃棄物については、低濃度PCB廃棄物を無害化処理認定施設へ払出し、高濃度PCB廃棄物をVTR設備とプラズマ溶融設備で処理をしながら進めて行く。

高濃度PCB廃棄物の処理が完了した時点で、VTR設備とプラズマ溶融設備の運転を停止し、解体撤去を行う。

### ○令和5年度の解体設備

既に稼働の停止しているコンデンサーの処理に使用していた「分析用タンク」の解体撤去を9月頃より実施する。

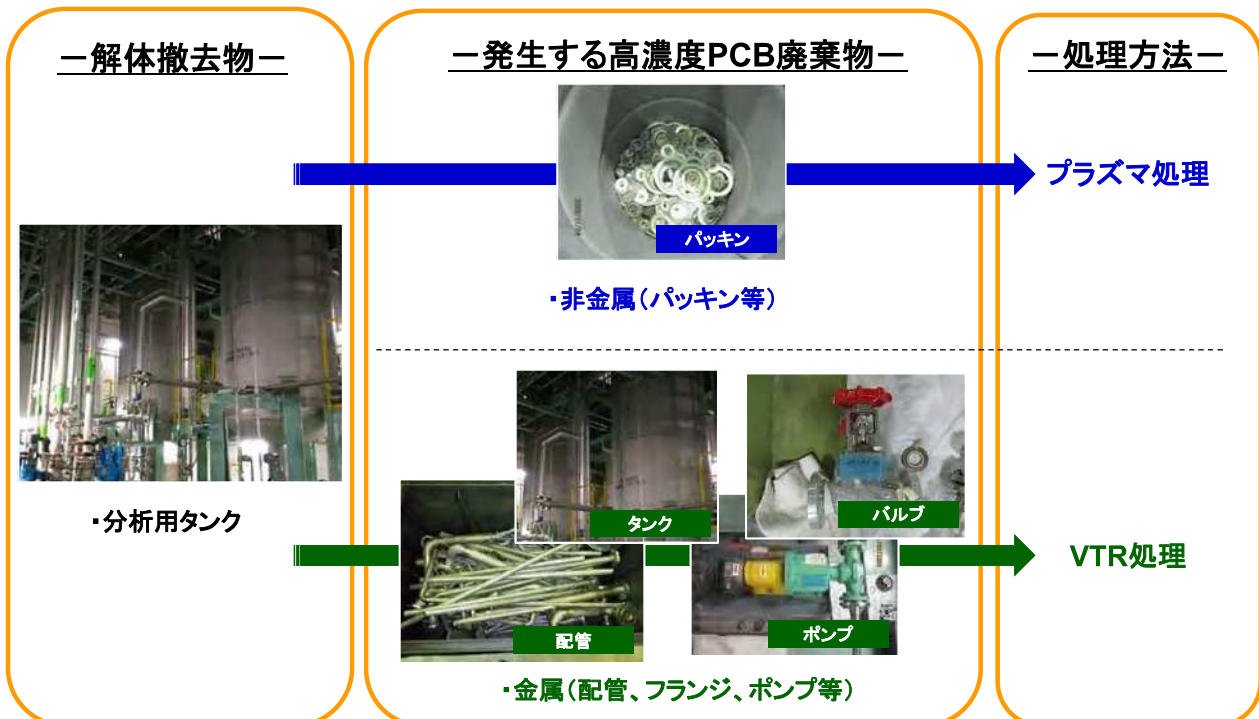
2期施設のタンクの一部は、有姿のまま無害化処理認定施設へ払出せないタンクがあるため、施設内で切断する必要がある。

その他の設備についても、進捗状況により、解体撤去を進めて行く。

3

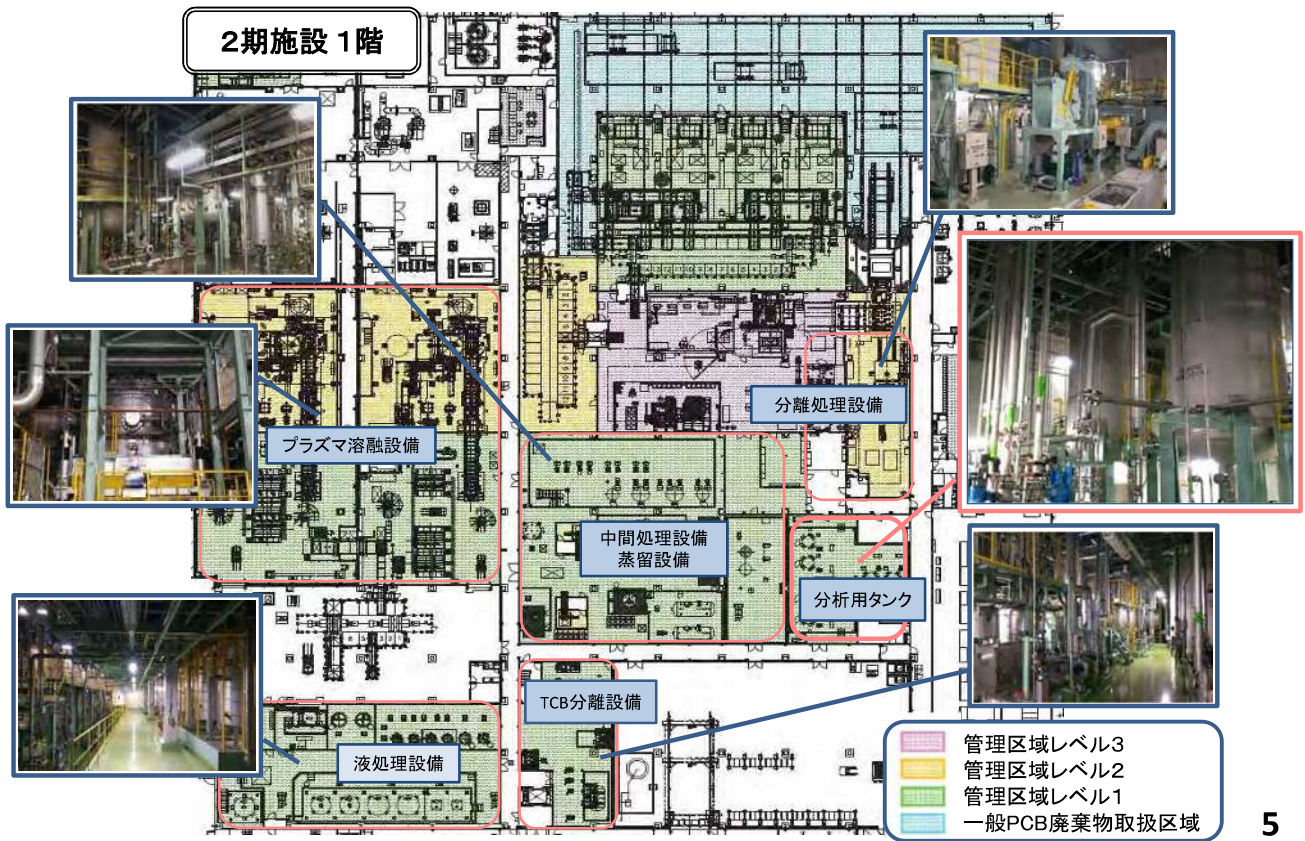
## 解体撤去で発生する廃棄物

### -分析用タンク解体撤去で発生する高濃度PCB廃棄物の処理方法-

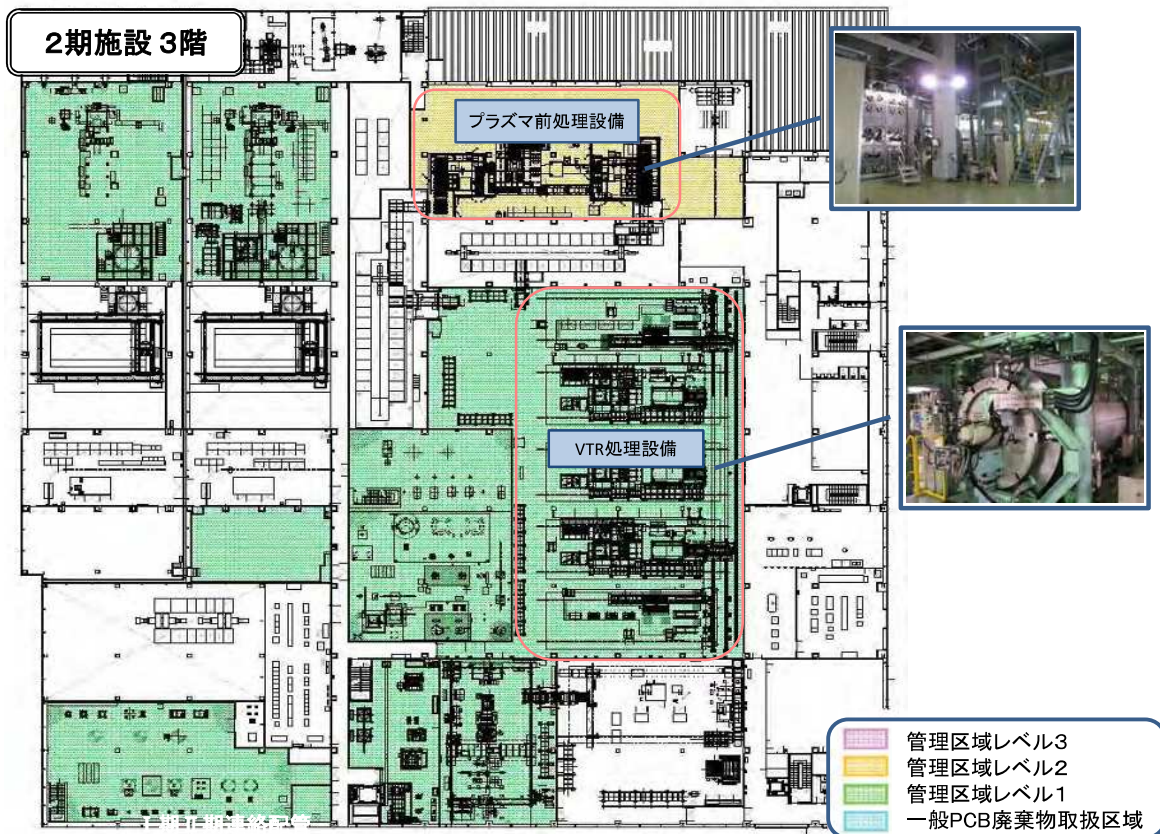


4

# 解体予定設備



# 解体予定設備



北九環監環第127号  
令和5年5月11日

北九州市内事業者 各位

北九州市環境局環境監視部  
PCB処理対策担当課長 西田 淳哉

## 高濃度 PCB 含有安定器等の最終確認について(重要)

平素より、本市の環境行政にご理解ご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、北九州PCB処理事業所における高濃度PCB含有安定器等の処理については、令和5年11月の処理完了を目指しており、その後は、同事業所での処理は終了する予定です。

これまで、市内事業者の皆様に対し、現状把握をお願いしてきたところですが、未だに、PCB使用機器の発見事例が、以下のとおり多々発生しています。万一、処理完了後に発見された場合には、長期的な保管が余儀なくされるばかりか、改善命令の対象となる可能性があります。

<発見事例>

- ・建屋内の調査は行っていたものの、外灯の調査が不十分であった。
- ・調査対象施設・機器を正確に把握できておらず、調査漏れがあった。
- ・過去の調査事績が曖昧であったため、再調査を行った結果、発見された。
- ・普段使用していない施設の全数調査が行われておらず、新規に発見された。

については、下記のとおり、各事業所内において、PCB使用機器が残存していないことを十分確認してください。特に、北九州PCB処理事業所での新規受付が本年7月末であることから、遅くとも7月中旬まで\*に最終的な確認を完了してください。

新規に発見された場合は、速やかに、下記問い合わせ先までご連絡下さい。

※国は令和5年11月末までの処理完了に向けて、JESCOへの搬入荷姿登録の期限を「令和5年7月31日」と設定しているため、7月中旬までには最終確認を行って下さい。

### 記

1. 調査手順について（別添資料を参照）
  - (1) 調査事績を確認し、未調査の施設がないか等、調査が十分かを確認する。
  - (2) 調査済の施設についても、普段使用されていない場所や目につきにくい高所に安定器が残置されていないかを確認する。
  - (3) 上記の発見事例を参考に、同様のケースが無いかを確認する。
  - (4) 安定器のPCB使用・不使用の判別手順に沿って、機器1台1台の照明器具のラベルや安定器の銘板を確認し、メーカーのホームページ等からPCBの有無を調査する。

2. 問い合わせ先

北九州市環境局環境監視部PCB処理対策担当  
月本・大田 (TEL 582-2175、FAX 582-2196)